

公告第 1320 号

健康保険法第 47 条第 1 項第 2 号の規定による前年（令和 3 年 9 月 30 日）における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額が決定したので、組合規約第 52 条により下記のとおり公告します。

令和 4 年 2 月 24 日

東京都文京区湯島 3-24-5  
東京都家具健康保険組合  
理事長 山口 貞 雄

記

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 平均標準報酬月額 | 343,052 円                         |
| (標準報酬月額)     | 340,000 円)                        |
| (2) 適用期間     | 令和 4 年 4 月 1 日より令和 5 年 3 月 31 日まで |
| (3) 対象者      | 令和 4 年 3 月 31 日までに任意継続被保険者になっている者 |